（平成二十九年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十七条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「から第六十五条の九まで」を「、第六十五条の八第一項、第四項から第九項まで及び第十一項から第十九項まで並びに第六十五条の九」に改め、同項の表第五項第一号の項の次に次のように加える。

第六項第二号	連結子法人	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人（以下この条において「連結子法人」という。）

附則第十一条第二項中「附則第六十九条第十一項」を「附則第六十九条第十二項」に、「から第六十五条の九まで」を「、第六十五条の八第一項、第四項から第九項まで及び第十一項から第十九項まで並びに第六十五条の九」に、「附則第二十三条第八項」を「附則第二十三条第十項」に改め、同項の表第五項の項の次に次のように加える。

第六項第二号	連結子法人	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人（以下この条において「連結子法人」という。）

（法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十八条　法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条に後段として次のように加える。

この場合において、旧規則第二十五条の七第二号イ中「連結子法人」とあるのは、「連結子法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七（定義）に規定する連結子法人をいう。ロ及び次条第二号において同じ。）」とする。

附則第三条第二号中「連結子法人」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七（定義）に規定する連結子法人」に改める。

（平成三十一年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十九条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同条第三項第二号中「連結子法人」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人」と、同条第四項第三号イ(2)中「が連結事業年度」とあるのは「が令和二年旧措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）」とする」に改める。

（消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十条　消費税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「令和二年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、「改正後の」及び「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

（令和二年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十一条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二号中「連結子法人」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（法人税法施行規則等の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新法人税法施行規則」という。）、第二条の規定による改正後の地方法人税法施行規則（附則第十一条において「新地方法人税法施行規則」という。）、第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（附則第十二条において「新租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第十四条において「新震災特例法施行規則」という。）、第七条の規定による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令及び第十八条の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第十条までにおいて同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び施行日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。